



税務調査で調査官が狙うポイントは?
コロナ禍の影響はいかに?!

今年の税務調査はここに注目!

コロナ禍においては、例年同様の税務調査を実施することは難しく、特に緊急事態宣言が出された地域の税務署においては、職員の在宅勤務の影響もあり、税務調査事務に大きな支障をきたしたようです。令和2事務年度の実地調査件数は前年の約33%と大幅な減少となった一方、文書照会などの簡易な接触は増加しました。

令和4年6月以降、政府は外国人観光客の入国制限を見直すなど、行動制限の緩和が進められており、税務調査も徐々に元の姿に戻ることが予想されます。例年、7月下旬～12月は最も盛んに税務調査が行われる時期ですが、今年は実地調査も活発に行われることでしょう。今年の調査では、調査対象年度が新型コロナのパンデミック時期と重なることから、コロナ支援で受け取った給付金等や業績悪化に伴う会計処理などについて、念入りに調べられる可能性が高いと思われます。その点について、調査官の視点に立って検討していきます。



1 補助金や助成金はありませんか?

コロナ禍においては、持続化給付金を中心とする様々な補助金・助成金の制度が設けられています。そのような収入がある場合、調査官は何を確認するでしょうか。

① 持続化給付金

(1) 売上除外や期ズレはないか

持続化給付金は、売上が前年同月比50%以上減少している場合に受給できる給付金です。

持続化給付金を受給するために、売上を除外していないか、売上の計上時期をずらして期ズレとなっていないか、請求書や納品書などと照合します。

(2) 給付金を受給した口座の確認

給付金の受給は、個人事業主の場合、事業用以外の口座に振り込まれることがあり、入金された預金通帳を確認される可能性は高いと思われます。その際、給付金の入金だけでなく、その他の入出金も確認するでしょう。

② 小規模事業者持続化補助金

圧縮記帳の適用

固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、圧縮記帳等の適用が認められません。誤って適用していないか確認します。圧縮記帳と減価償却費の併用が行われていた場合、適正に区分して処理されているか、償却率は適正かなどを確認します。

③ 雇用調整助成金

(1) 人件費は適切か

架空人件費を計上していないか、更には雇用調整助成金を受給しているようなことがないか確認します。源泉所得税の徴収高計算書や法定調書合計表などの金額と照合します。

(2) 紹介支給額が増加した場合の税額控除の計算

紹介等支給額から雇用調整助成金を差し引く必要がありますので、受給した雇用調整助成金の金額や受給時期などと金額が適正か確認します。

2 業績悪化を理由に役員給与を減額していませんか?

年の中途中で役員給与を減額した場合、その損金算入が認められるのは、**経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)**がある場合に限られます。したがって、単に業績が悪化したというだけでは認められませんので、次の業績悪化改定事由の有無を確認されます。

業績悪化改定事由とは

- 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合。
- 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合。
- 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るために計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合。
- 新型コロナウイルス感染症の影響**により、人や物の動きが停滞し、営業を行う地域で著しい減少が見受けられ、回復する見通しも立たず、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられる場合。

定期給与の額の改定には、臨時株主総会等の決議が必要です。

議事録が遡って作成されていないか、そもそも作成はあるのかなども調査されます。

3 半導体や資材不足による影響はありませんか?

① 発注・決済したのに固定資産(車両)が納車されないケース

発注または決済しただけでは、まだ車両を取得したことにはなりません。納車されていなければ、減価償却も消費税の課税仕入れもできません。

●調査官が確認する書類(例)

車両売買契約書、車検証、車両保険、駐車場の賃貸借契約書など

② 部品不足で製造がストップしたケース

材料の一部の供給が遅れたため、製品の製造が途中でストップし、そのまま期末を迎ってしまった場合は、それまでにかかった材料費や人件費等を適切に見積もって仕掛品として計上する必要があります。

●調査官が確認する書類(例)

材料の仕入の請求書・納品書、不足する材料の納品予定日が分かる資料やメール、完成品(製品)の個数等が分かる資料、工程表、給与台帳など

ワンポイント



通常の税務調査は任意調査ですので、調査日程や調査場所の確保などが難しい場合は必ずしも応じる必要はありません。とはいっても、納税者には税務調査を受ける義務がありますので、別の日程を調整する、感染防止対策を協議するなどして、可能な限り、税務調査に応じなければなりません。

調査中、調査官の指摘に納得できない場合は、直接調査官の顔を見て交渉することが理想ですが、税務署長や調査担当部署の長に対して「意見書」を提出してこちらの言い分を説明することができます。今年の1月からは調査資料をe-Taxで提出することが可能となっていますので、感染防止や効率性の観点からも、積極的に利用すると良いでしょう。